

土砂災害に関する 避難確保計画

【施設名： 】

年 月 作成

目 次

※1～5、別紙1～4は、佐野市に提出

1	計画の目的	1
2	防災体制に関する事項	1
3	避難誘導に関する事項	5
4	避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	7
5	防災教育及び訓練の実施に関する事項	7
別紙1	組織図	8
別紙2	避難経路図（施設外避難）	9
別紙3	避難経路図（施設内避難）	10

※別紙4～7は、佐野市への提出は不要

別紙4	防災教育及び訓練の年間計画作成例	11
別紙5	施設利用者緊急連絡先一覧表	12
別紙6	緊急連絡網	13
別紙7	対応別避難誘導方法一覧表	14

1 [計画の目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「計画」という。）は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、_____近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本計画は、_____に勤務する施設職員（以下「職員」という。）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
約 名	約 名		
夜間	夜間	約 名	約 名
約 名	約 名		

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集を行うとともに、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などの収集を行い、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

市からの避難情報である、高齢者等避難又は避難指示が発令された場合、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ等）の前兆現象などを発見した場合等に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

各班の構成員及び指揮系統を示す組織図を定める。組織図は、昼間、夜間等の時間帯ごとに作成し、必要な業務が実施できる人員を確保する。

（組織図は別紙1のとおり）

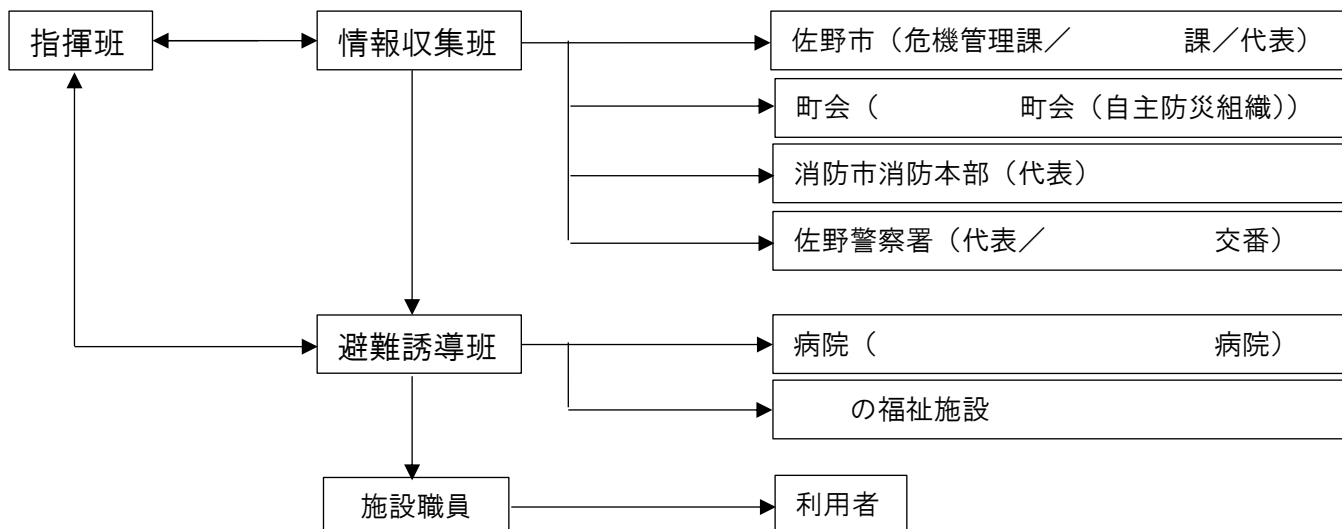
3) 防災体制の基準

表1 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制	判断基準	活動内容	対応者
準備体制 (参集準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨が予想される場合 ・台風接近が予想される場合 	・災害対応時の体制及び役割分担の再確認	職員全員
		・	指揮班
		・気象情報等の情報収集	情報収集班
		・非常持ち出し品の確認	避難誘導班
注意体制 (当番職員による体制)	・佐野市に大雨警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 ・気象庁ホームページの「土砂キキクル」で、 _____町周辺の危険度を 確認 ・保護者、家族への事前連絡 ・施設内職員への情報周知 	情報収集班
警戒体制 (全職員による体制)	・佐野市に土砂災害警戒情報が発表された場合	・利用者の避難判断及び指示	指揮班
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象を確認した場合 ・_____町に「高齢者等避難」が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報、気象情報等の情報収集 ・避難所開設状況の確認 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・施設内職員への情報周知 	情報収集班
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・非常持ち出し品の持ち出し 	避難誘導班
非常体制 (全職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐野市に大雨特別警報が発表された場合 ・_____町に「避難指示」が発令された場合 	・施設内全体の避難判断及び指示	指揮班
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺で土砂災害が発生した場合 	・施設内全体の避難誘導	避難誘導班

4) 連絡網

図1 緊急時連絡網



5) 関係機関緊急連絡先

表2 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX	メールアドレス	
防災行政機関	佐野市役所 危機管理課	20-3056	22-9104	kiki@city.sano.lg.jp	
	佐野市役所 課				
	佐野市役所 代表	24-5111			
	佐野市消防本部 代表	22-0119	22-4441		
	佐野警察署	24-0110			
	交番				
協力機関	町会 （自主防災組織）				
	病院				
	施設				
ライフライン	電気	会社			
	ガス	会社			
	水道	市 上下水道局	22-1696	23-2747	
		市 上下水道局水道課 北部営業所	62-0419	62-6099	
	下水道	市 上下水道局下水道課	23-1120	23-1121	
通信	会社				

(2) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	職員共有方法
気象情報	・市からの防災・気象情報メール ・テレビ、ラジオ ・インターネット ○気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/)	メール等
土砂災害警戒情報	・市からの防災・気象情報メール ・テレビ、ラジオ ・インターネット ○気象庁 HP 「 あなたの街の防災情報 」 (https://www.jma.go.jp/bosai/) ＊佐野市に土砂災害警戒情報が発表されたことを確認したら、気象庁 HP の「 土砂キキクル 」で、佐野市のどの地域で土砂災害発生危険度が高まっているかを確認する。 (https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/)	メール等
避難情報等 ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・市からの防災・気象情報メール ・テレビ、ラジオ ・防災無線 ・インターネット ○市 HP (https://www.city.sano.lg.jp/) ○市エックス(旧ツイッター)	メール等

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の情報	情報収集班	電話	佐野市役所、佐野市消防本部
避難の準備	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者
避難の開始	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者
		電話	佐野市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	佐野市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内職員間で共有する。

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難所

避難所は下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、(建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合) 屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難所		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
施設内避難			

2) 避難基準

① 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防本部等に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ がけの表面に水が流れ出す。 ・ 小石がパラパラと落ちる。 ・ がけの樹木が傾く。 ・ 樹木の倒れる音がする。 ・ 斜面がふくらみだす。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ がけから水が噴き出す。 ・ がけからの水が濁りだす。 ・ 樹木の根の切れる音がする。 ・ がけに割れ目が見える。 ・ 地鳴りがする。 |
|---|--|

3) 避難誘導

施設外の避難所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

① 避難所へ避難の場合

- ・ 避難所までの移動は、_____によるものとする。
- ・ 施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・ 施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 自力歩行不能者の搬送方法は、_____によるものとする。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

4) 避難経路

① 避難所 _____ へ避難の場合

(経路図は、別紙2のとおり)

② 施設内避難の場合

- ・施設内の避難経路はエレベータおよび _____ 階段とする。
- ・停電時にはエレベータが停止することに留意する。

(経路図は、別紙3のとおり)

5) 施設周辺や避難経路の点検

① 施設周辺の点検

- ・ _____ に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。
- ・施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

② 避難経路の点検

- ・ _____ までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。
- ・避難の開始と完了を市役所に報告する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、パソコン、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、カルテのバックアップデータ、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の危険性及び前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 情報収集及び伝達
- ② 避難判断
- ③ 避難訓練（利用者の状況に応じた避難手法、避難方法など）

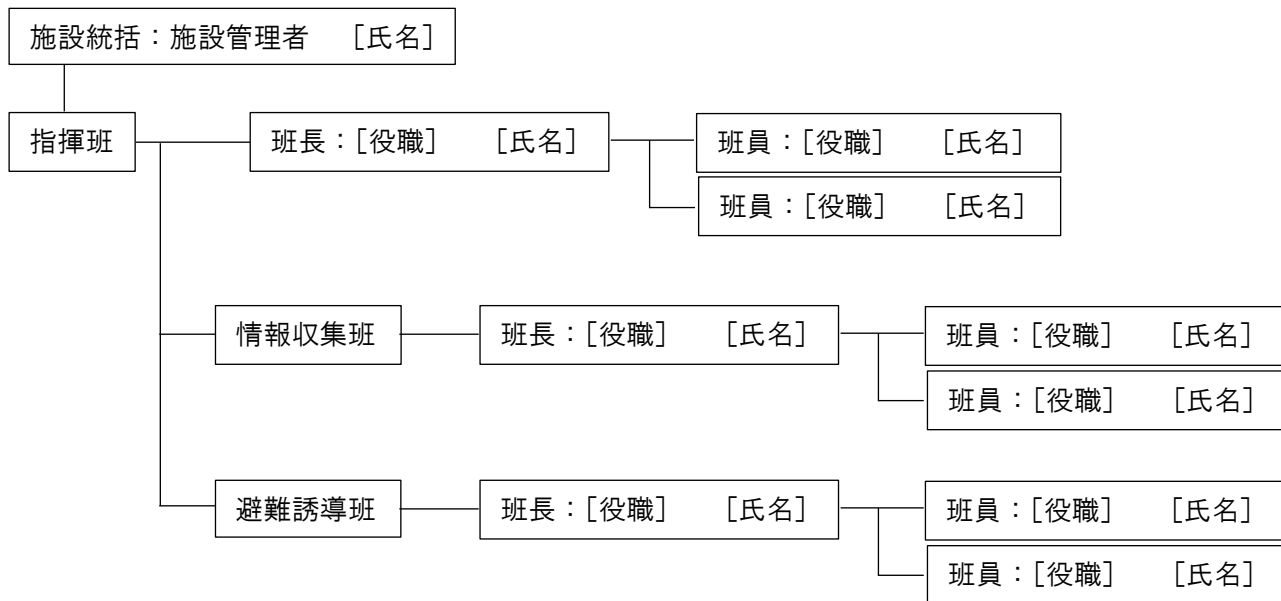
3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね____回行う。

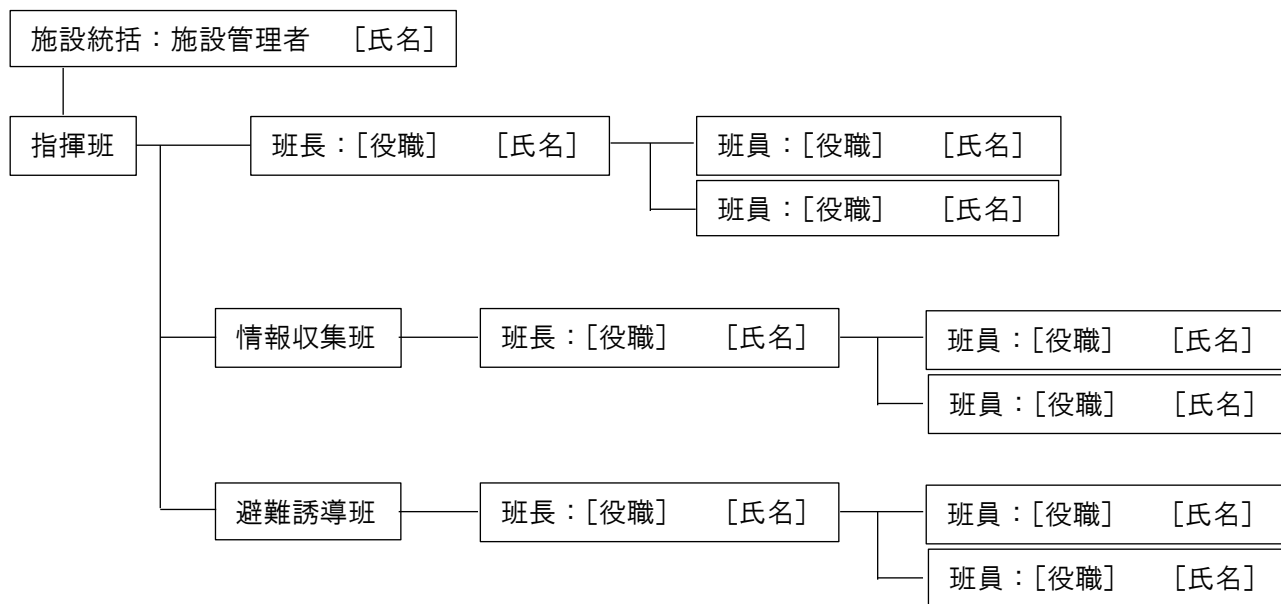
- ① 新規採用職員の研修及び訓練を（____月）に実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（____月まで）に実施する。

【組織図】

《昼間》



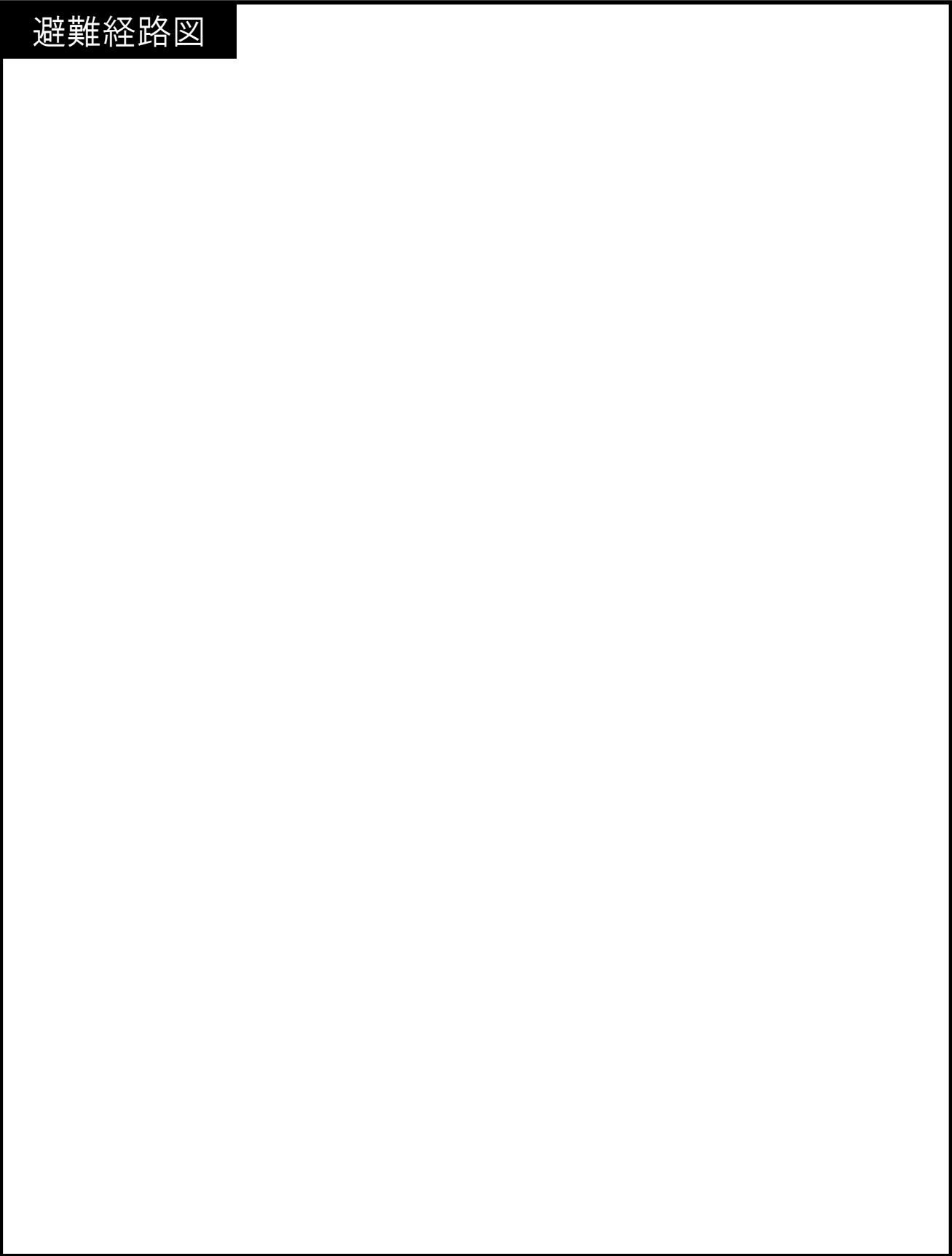
《夜間》



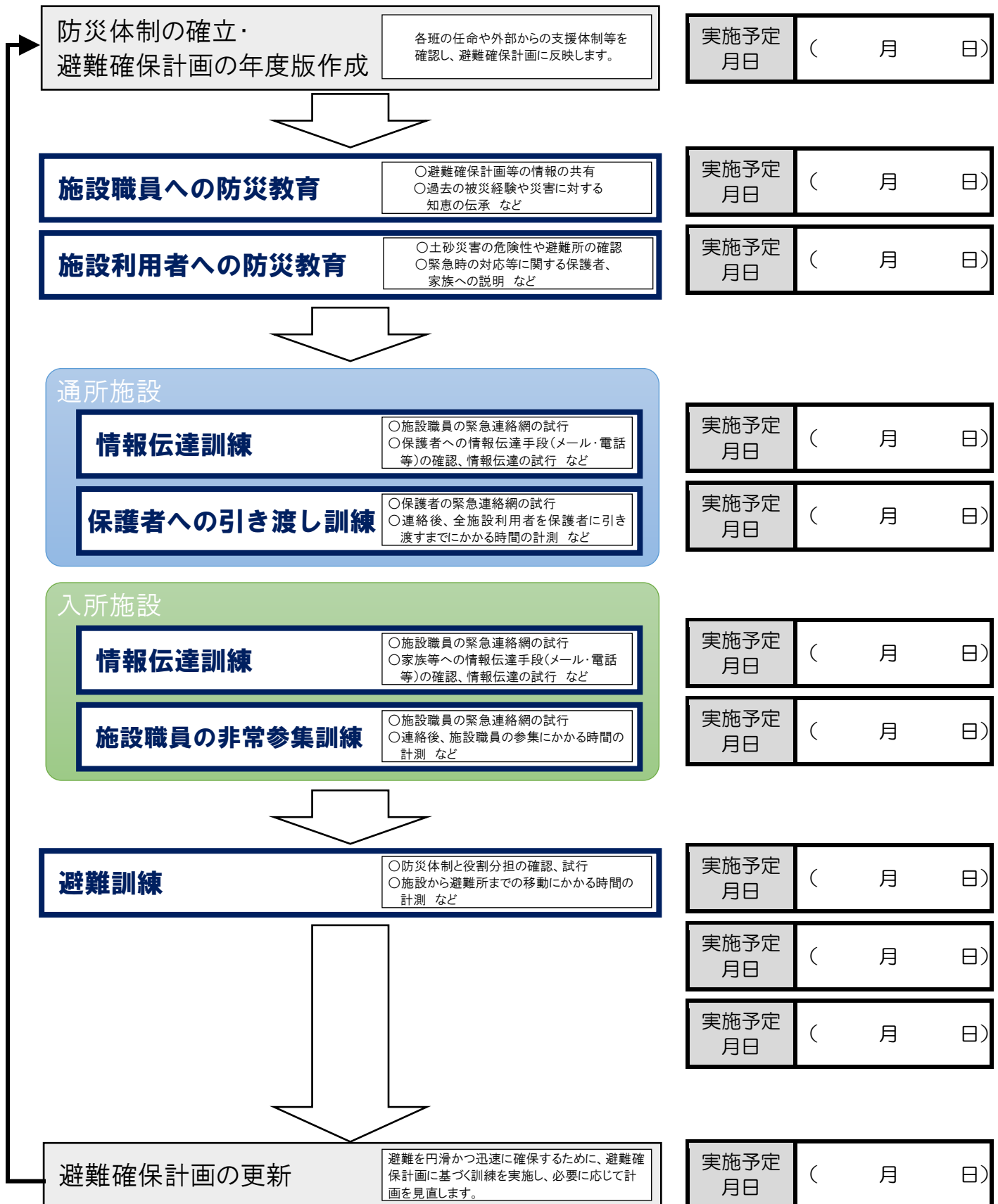
【施設外への避難経路図】

避難経路図	
施設所在地	
避難所	

【施設内の避難経路図】



【防災教育及び訓練の年間計画作成例】



【緊急連絡網】

別紙6

